

復興の基本方針

本町は、災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

第1 基本方針の決定

本町及び大阪府は、被災者の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、現状復旧あるいは中期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

第2 現状復旧

現状復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

第3 復興計画の作成

復興は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後の本町の復興については、生活、事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりを目指し、住民相互が連帯感をもって、復興に立ち上がる計画である。

1 復興基本計画

(1) 目標年度の決定

計画の目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

(2) 計画策定の趣旨

本町総合計画等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

ア 地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、都市構造や産業基盤などの変革を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

イ 本町は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国・大阪府との連携などの体制整備を行う。

ウ 住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジ

ルール、住民側での多種選択肢、施設情報の提供などを行い、計画作成段階での復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

(3) 目標別復興計画

復興に際して、概ね次のような項目について検討し、策定していく。

- ア 災害危険箇所の改修
- イ 良質な住宅の供給
- ウ 高齢者・障害者向け住宅の建設促進
- エ 保健、医療、福祉施策の再建と防災拠点化
- オ ボランティア、防災教育の推進
- カ 防災通信システム、情報ネットワークの整備
- キ 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
- ク 自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
- ケ ライフラインの耐災化
- コ 植樹帯の形成と生活道路の改善
- サ 既設施設の耐火及び補強、改築
- シ その他

(4) 本町では、「災害に強いまちづくり」を目指し、道路、公園等の基盤整備を推進する。

2 復興計画策定委員会

住民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、前記第1に掲げた基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。